

令和 6 年度結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、婚姻により新生活を始めるための費用を支援することで、結婚に伴う経済的不安を解消し、結婚の希望を叶えると共に、地域における少子化対策の強化に資することを目的に大江町結婚新生活支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するため、「大江町補助金等の適正化に関する規則」(昭和 56 年 3 月 23 日規則第 3 号。以下「規則」という。)、**「令和 6 年度山形県地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」**、**「山形県補助金等の適正化に関する規則」**(昭和 35 年 8 月県規則第 59 号)、**「地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」**(令和 6 年 4 月 1 日付け子総政第 99 号) **こども家庭庁長官通知別紙**) 及び **「地域少子化対策重点推進事業実施要領」**(令和 6 年 4 月 1 日付け子総政第 99 号) **子ども家庭庁長官通知別紙**) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号のとおりとする。

(1)新婚世帯 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を受理された夫婦をいう。

(補助対象世帯)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1)新婚世帯の夫婦共に婚姻日における年齢が 45 歳以下である者。

(2)対象となる住宅が大江町内にあること。

(3)申請時に夫婦又は夫婦のいずれかの住民票の住所が、前号の住宅の住所になっていること。

(4)夫婦いずれも町税の滞納がないこと。

(5)貸借に係る賃料を対象とする場合は、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(6)過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の対象となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)は、別添表 1 の合算額とし、補助金の額は補助金の対象となる経費の額で別添表 2 を上限とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定する補助金の額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、

当該事由が発生した日の属する月までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度大江町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1)戸籍謄本（全部事項証明）
- (2)所得証明書（申請日時点における直近の夫婦の所得証明書に限る）
- (3)納税証明書（申請日時点における直近の夫婦の納税証明書に限る）
- (4)振込先口座が分かる通帳の写し等
- (5)貸与型奨学金の年間返済額が確認できるもの（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合）
- (6)収入等現況証明書（第2号様式）（婚姻を機に夫婦の双方又は一方が転職した場合）
- (7)収入状況報告書兼誓約書（第3号様式）（婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職した場合）
- (8)住居の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住居費における住宅取得の場合）
- (9)住宅取得に係る領収書の写し
- (10)住居の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (11)給与明細書の写し（賃貸借の場合で住宅(住居)手当の支給がある場合）
- (12)賃貸借に係る領収書の写し（賃貸借の場合）
- (13)引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (14)住居のリフォーム工事請負契約書又は請書の写し（リフォーム費用の場合）
- (15)リフォームに係る領収書の写し（リフォーム費用の場合）
- (16)リフォーム前後の写真（リフォーム費用の場合）
- (17)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項により交付の決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに令和6年度大江町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書兼実績報告書（第4号様式）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認められるときは、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 7 条 町長は、第 5 条及び第 6 条の規定による申請兼実績報告の内容が適当であると認めたときは、交付決定の内容の変更及び、補助金の額を確定し、交付対象者へ補助金の交付または返還を求めるものとする。

(補助金の返還等)

第 8 条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3)その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第 9 条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別添表 1 (補助対象経費について)

補助対象経費	内容	要件
(ア) 婚姻に伴う住居取得費用	婚姻を機に新たに住居を取得する費用。婚姻日から起算して 1 年以内に取得した住宅も含む。	・ 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に支払った費用 ・ 支払った金額が領収書等により確認できること。 ・ 契約書または請書等により契約内容が確認できること。
(イ) 婚姻に伴う住宅のリフォーム費用	住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。婚姻日から起算して 1 年以内に実施したリフォームも含む。 ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用または wi-fi ルーターなどの通信機器の設置費については対象外とする。	
(ウ) 新規の住宅賃借費用	新たに物件を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料。賃借に係る賃料については契約書等で支払う額が確実に見込まれる費用も含む。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、地域有料賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、それぞれ対象となる費用から控除する。	
(エ) 婚姻に伴う引越費用	・ 引越業者又は運送業者への支払いに係る実費。	・ 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に支払った費用 ・ 支払った金額が領収書等により確認できること。

別添表 2 (補助金の上限額について)

区分	上限額
夫婦ともに 29 歳以下の場合	1 世帯あたり 60 万円
上記以外の場合	1 世帯あたり 30 万円